

道観構第 20001 号
令和 2 年 6 月 9 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堀 八 義 博
(公印省略)

「令和 2 年度 ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」
の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1) に示す内容をメールでお知らせください。（様式なし、メール本文で可）

※参加表明期限：令和 2 年 6 月 19 日（金）17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書（※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください）

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 参加表明〆切 | 令和 2 年 6 月 19 日（金）17 時 |
| (2) 企画書提出〆切 | 令和 2 年 7 月 8 日（水）17 時 |
| (3) 企画審査会 | 令和 2 年 7 月中旬予定 |
| (4) 契約書の締結 | 令和 2 年 7 月下旬予定 |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

地域支援本部地域観光部 担当：稻村、浮穴

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：inamura@visithkd.or.jp / t_ukiana@visithkd.or.jp

令和2年度 ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）
企画提案指示書

1. 委託業務名
「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」委託業務
2. 事業目的
2021年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後、観光交流の増加が見込まれる潜在的旅行主体である高齢者や障がいのある方々の旅行機会創出に向け、観光におけるバリアの認識やバリアフリー観光商品の開発などにより、誰にでも優しい「観光立国・北海道」としての受入体制整備の推進を図る。
3. 委託期間
契約締結日から令和3年（2021年）3月12日（金）まで。
4. 契約方法
公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。
5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）
8,000千円
6. 業務内容及び実施方法
 - (1) バリアフリー観光商品開発
 - ①概要
北海道におけるバリアフリー観光の推進に向け、高齢者や障がいのある方々が安全で安心な旅行ができるよう、旅行会社などがその知見を活用し、ニーズ調査や嗜好検討会議を実施することで、旅行者が求める既存のアクティビティコンテンツのバリアフリー化、もしくは新規ユニバーサルデザインのアクティビティコンテンツ商品を開発する。
 - ア. マーケティング調査
道内及び道外に居住する高齢者や障がい者、またその家族（同行者）等のニーズ・嗜好にあった受入体制整備を行うためにアンケート調査やヒアリング調査など各種調査、障がい当事者を参考した検討会議等を実施すること。
 - イ. ユニバーサルツーリズム戦略策定
マーケティング結果を踏まえた中長期的な戦略を立案すること。
 - ウ. 観光商品造成
戦略に基づき、観光コンテンツを造成すること。
※ニーズに合わせた観光商品を3つ造成すること。
※高齢者は複合的にいろいろな障害を抱えているケースが多い事から、どれも高齢者が参加できるものとする。
 - エ. モニターツアー（高齢者や障がい者）
ターゲット当事者が参加するモニターツアーにより意見の反映や課題の抽出を行うこと。
・行程：1泊2日

- ・実施場所：道内2エリア

※実施場所については、エリアをまたがってのツアーの計画も可とするが、あくまでも1泊2日の1行程を1エリアとすること。

オ. 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

開発した商品の地域での活用のため、調査の結果や商品の使用方法などを地域に情報提供すること。

※電子媒体 イラストレータ及びP D Fデータが格納されたU S Bメモリ 1個提出のこと。

カ. 上記以外で更なる広告宣伝や観光客、または観光関連事業者の意識啓発に効果が期待できる企画の提案をすること。

②実施期間

令和2年(2020年)8月～令和3年(2021年)2月中旬まで

(2) バリアフリー対応ノウハウ習得セミナーの実施

① 概要

バリアフリー観光におけるサービスの充実や向上に向け、観光関連事業者・自治体等を対象に、観光施設等におけるハード面及びソフト面のバリアフリー対応について、ノウハウを習得するためのセミナーを開催する。

<セミナー内容（例）>

- ・ 専門家によるバリアフリー対応の必要性や、取組の事例等の紹介。
- ・ 受入側による障がい者等目線での疑似体験。
(旅行中の宿泊・食事・入浴等介助、体験観光等の介助、観光地見学等の介助状況など)
- ・ 障がい当事者等との意見交換、バリアフリー対応検討ワークショップ。
- ・ 観光関連施設（観光施設、宿泊施設、交通機関等）のバリアフリー状況の紹介。
- ・ 災害時における対応、連絡先等の情報整備。

② 実施場所・回数

- ・ 道内4か所（道央・道南・道東・道北）合計4回
- ・ 北海道総合振興局・振興局所在地、観光関連施設など。

③ 対象者

観光関連事業者、観光ボランティア、観光施設従事者、自治体職員等。

④ 検証結果の取りまとめ

- ・ セミナー終了後、エリア毎に、取組課題検証結果を成果物として作成すること。
- ・ 地域の取組を推進するため、検証結果や対応方法を地域に情報提供すること。

【注】 セミナーの開催はコロナウイルスの感染状況を踏まえて判断される。なお状況によってはオンラインでの開催を検討すること。

- (3) 事業の取組を広報するパブリシティの実施
道内の新聞、テレビ、雑誌、Web掲載等、無料で獲得できるパブリシティについて提案すること。
- (4) 事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果等に関する報告書を作成。
印刷2部及び電子データ（CD-R等に格納の上）により提出のこと。

7. 企画提案応募条件等

- (1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。
- ア 次のいずれかに該当する者であること。
- ・ 民間企業
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・ その他の法人、又は法人以外の団体等
- イ 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- ウ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- エ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこの企画提案に参加する者でないこと。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
セミナー等の内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、研修等の内容は、バリアフリー観光の受入体制の整備に資するものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

- ・令和2年（2020年）6月19日（金）17時 参加表明 締切
- ・令和2年（2020年）7月8日（水）17時 企画提案書 提出期限
- ・令和2年（2020年）7月中旬 企画提案の審査（審査会）
- ・令和2年（2020年）7月下旬 委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和2年（2020年）6月19日（金）17時 締切
※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail : inamura@visithkd.or.jp）

とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④FAX番号
- ⑤担当者名
- ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

(2) 提出期限 令和2年(2020年)7月8日(水)17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部(担当:稻村・浮穴)

(4) 提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

ア これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

イ 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

ウ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

エ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

12. 企画提案に関する審査

(1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

(2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

(3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。

13. 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公公平性、透明性、客觀性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めるこ^ト。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構
地域支援本部 地域観光部 担当：稻村・浮穴
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-mail：inamura@visithkd.or.jp / t_ukiana@visithkd.or.jp